

新型インフルエンザに関する各種ガイドラインについて

1. 新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン（案）
2. 新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン（案）
3. 新型インフルエンザ院内感染対策ガイドライン（案）
4. 新型インフルエンザ患者移送ガイドライン（案）
5. 新型インフルエンザ対策積極的疫学調査マニュアル（案）

(案)

新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン

(厚生労働省)

平成17年12月

(平成17年12月26日版)

目次

I	はじめに	3
1	目的	
2	実施時期	
3	本ガイドラインの見直し等	
II	基本的事項	3
1	検疫所における対応	
2	疑い患者の検出	
3	停留及び隔離（医療機関への入院等）	
4	仮検疫済証の交付	
5	検疫業務に対応する検疫官について	
6	関係各機関等との連携	
III	検疫対応	6
1	航空機の検疫について	
(1)	検疫前の通報により有症者がいることが把握できた場合	
(2)	検疫前の通報により有症者がいないとの報告があった場合	
(3)	その他	
2	船舶の検疫について	
(1)	検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合	
(2)	検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの報告があった場合	
(3)	新型インフルエンザの発生地域を発航し、潜伏期間を過ぎた後に来航する場合	
(4)	その他	
IV	その他	14
	消毒	
○別紙様式		
別紙 1	健康状態質問票	
別紙 2	健康管理カード	
別紙 3	調査票	
別紙 4	日本に入国された方へ（健康状態報告指示書）	
別紙 5	通知書	

I はじめに

1 目的

本ガイドラインは、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）のうち、「予防と封じ込め」対策を具体化するものとして作成したものであり、フェーズ4 A以降6 Aまでにおいて、新型インフルエンザの罹患の有無の確認等をはじめとする検疫業務の強化等により、水際においてできる限りの侵入防止を図ることを目的とする。

2 実施時期

本ガイドラインは、フェーズ4（ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている）となり、新型インフルエンザが検疫法（昭和26年法律第201号）（以下「法」という。）第34条の規定に基づき指定された場合に、速やかに実施するものとする。

3 本ガイドラインの見直し等

本ガイドラインは、行動計画のフェーズ4 A等の「予防と封じ込め」の項に記述されているとおり、新型インフルエンザが法第34条の規定に基づき指定される際に、既に確認されている「新型インフルエンザ(*)」の臨床症状、疫学情報等を基に、直ちに見直すものとする。

また、新型インフルエンザ等に関する科学的知見、検査技術の進展等に応じて、適宜、必要な修正・追加等を行うものとする。

* 現時点では、鳥インフルエンザ患者の症状から推定し、「新型インフルエンザ」の症状を38℃以上の発熱かつ呼吸器症状（激しい咳、呼吸困難など）としており、これに発生地から来航したこと等の疫学条件が付加される。

また、新型インフルエンザが確認された時点で、そのウイルスの遺伝的情報も明らかとなると考えられることから、少なくとも、PCR検査による確定診断は可能という前提をしている。

なお、検査の実施手順（検体採取、検査方法等）については、別途定めることとする。

II 基本的事項

1 検疫所における対応

世界各国の発生・流行状況を適切に把握しつつ、新型インフルエンザの発生・流

行地域からの入国者について、検疫前の通報（法第 6 条）、質問票（法第 12 条、別紙 1）、医師の診察（法第 13 条）を踏まえ、新型インフルエンザ疑い患者、濃厚接触者（同行の家族・友人、渡航中行動をとともにした集団・添乗員、搭乗（航行）中に世話をした乗務員（乗組員）等）及び同乗者を、①法第 16 条の規定に基づく停留、法第 15 条の規定に基づく隔離、②法第 18 条の規定に基づく健康状態の報告、③健康管理カード（別紙 2）による指導、の 3 段階により対応する。

検疫所長は、検疫に係る情報を的確に収集し、初動の防疫体制を指示することが重要である。各検疫所で作成した危機管理マニュアルに従って、指揮命令系統及び役割分担の明確化を事前に確認しておくことが重要である。なお、必要に応じて、各検疫所が有機的に連携を取ることも重要である。

また、新型インフルエンザ疑い患者若しくは確定患者等に関する報道機関等への対外的な対応は、検疫所業務管理室及び結核感染症課で協議の上対応することとする。

2 疑い患者の検出

我が国への到着までの時間と新型インフルエンザの潜伏期間を考えると、検疫時に新型インフルエンザ疑い患者を漏れなく探知することは難しい場合があることから、法に基づく措置に加え、マスクや健康管理カードの配布など幅広く対応することにより、可能な限りの国内への侵入と感染拡大の防止を図るものとする。

このためには、関係機関、地元の自治体、委託医療機関等との連携は重要であり、日頃より連携・連絡体制を構築しておくとともに、情報の共有を図っておく必要がある。

3 停留及び隔離（医療機関への入院等）

検疫所長は、新型インフルエンザ疑い患者と判断した場合には、法第 16 条の規定に基づく停留を指示し、感染症指定医療機関に搬送し、委託停留を実施する。緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行う。この際の停留期間は新型インフルエンザ発生地域を発航してから潜伏期間内とする。また、停留期間中に PCR 等の検査を実施し、検査の結果、新型インフルエンザと確定した場合には、法第 15 条の規定に基づく委託隔離を実施する。

事前に委託医療機関との間で、連絡体制、搬送方法等を十分調整することが重要である。

4 仮検疫済証の交付

新型インフルエンザの発生地域を発航してから潜伏期間内に来航する航空機又はインフルエンザ発生地域を出港若しくは発生地域に寄港してから潜伏期間内に我が国に来航する船舶については、検疫の結果、新型インフルエンザウイルスの国内への侵入のおそれがほとんどないと判断した場合に、潜伏期間を超えない範囲で一定の期間を定めて、法第18条の規定に基づく仮検疫済証を交付する。

5 検疫業務に対応する検疫官について

検疫ブース、機内検疫、臨船検疫等、新型インフルエンザに係る検疫業務に従事する検疫官は、検疫時にはマスクの着用等の感染防御対策を講じること。また、業務終了後は、除染のための手洗いやうがいの励行について、関係各職員に対し周知徹底を図る。

また、委託停留を実施した新型インフルエンザ疑い患者が、新型インフルエンザ患者と確定した場合には、当該患者と接触のあった検疫官には、社会機能を維持するための必要な対応を実施する。

6 関係機関等との連携

(1) 関係機関、自治体等との連携

新型インフルエンザの国内への感染拡大を防ぐためには、検疫所と関係機関、保健所をはじめとする地元自治体等との情報の共有、連携強化を図り、対応に当たることが重要である。また、新型インフルエンザの発生、拡大の情報などを的確に把握し、フェーズを踏まえた対応を行うことが重要である。

特に、発生国・地域が拡大した場合には、検疫所のみでは対応が困難となることも想定されることから、迅速かつ円滑に各関係省庁、自治体等との連携強化を図るためにも、フェーズ3の時点から、各機関と対応等を検討するとともに、図上訓練及び実地訓練の実施により対応状況を確認しておく必要がある。

また、検疫所が、入国した者からの健康状態の報告等により新型インフルエンザを疑う者（以下、「有症者」という。）を把握した場合には、速やかに関係自治体に連絡する。連絡を受けた自治体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」という。）に基づく対応を行う。

(2) 航空会社、船舶代理店等との協力

航空会社、船舶代理店、旅行会社等、空港や港湾における検疫業務に係る事業所

等に対して、海外感染症情報（FORTH）や各検疫所ホームページ、事務所掲示板等により、現在のフェーズや発生地域の状況等の十分な情報提供・共有が必要である。これらの情報を踏まえ、関係者は、必要に応じた感染防御対策を講じることとする。

また、フェーズ3の時点から、緊急時における各事業所の窓口担当者・連絡先を事前に定め、危機管理に備えた迅速な対応及び指示等が実施できるようにしておく必要がある。

Ⅲ 検疫対応

1 航空機の検疫について

(1) 検疫前の通報により有症者がいることが把握できた場合（新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機も新型インフルエンザ発生地域でない地域から来航する航空機も同様の扱いとする。）

① 到着前の対応について

航空会社から、法第6条の規定に基づき、機内に有症者が搭乗しているとの検疫前の通報を受けた場合には、検疫官は、当該有症者の確認（**）のため、同機の機内検疫を実施する旨、速やかに航空会社に連絡する。また、航空会社等関係者と協議の結果、機内検疫に替わる方法で検疫を行うことが可能と検疫所長が判断する場合には、この限りではない。

また、検疫の実施について関係機関にも連絡を行う。

** 有症者と判断するために必要な情報：下記アかつイの症状を示し、ウ又はエに該当する者。

ア 発熱（38℃以上の発熱を呈している者。38℃未満であっても、発熱後、解熱剤を服用した場合を含む。）

イ 呼吸器症状（激しい咳、呼吸困難など）

ウ 発症前、潜伏期間内に、新型インフルエンザの発生地域に滞在したこと。

エ 発症前、潜伏期間内に、新型インフルエンザの確定患者または疑い患者と接触したこと（患者の家族、医療従事者等）。

② 航空機到着前の指示事項

検疫所長は、法第 14 条の規定に基づき、航空会社を通じて、航空機の機長に次の指示を行う。

- ・ 有症者には可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。
- ・ 有症者の対応を行う乗務員はできるだけ、少人数の専属とし、マスク等を着用させること。
- ・ 有症者と他の乗客との間隔を可能な限り空ける。有症者対応乗務員により、当該有症者を後方座席又は他の乗客と十分な距離が取れる場所に移動させること。
- ・ 有症者と他の乗客の距離がとれない場合には、当該有症者周囲の乗客に対してマスク着用等の予防措置を実施すること。
- ・ 化粧室については、有症者に最も近い場所を専用とし、他の乗客の使用を禁止させること。なお、貨物専用機においては、この限りではない。

③ 検疫の実施

機内検疫の場合の実施手順は次のとおりである。なお、機内検疫に替わる方法で行う場合には、これに準じて実施すること。

- ア 検疫官は機内に赴き、有症者が他の乗客と離れているかどうか、周囲の乗客が適切にマスクを着用しているかどうかを確認する。また、法第 12 条の規定に基づき、全乗客・乗員に健康状態質問票（以下、「質問票」という。別紙 1）及び調査票（別紙 3）、健康状態報告指示書（別紙 4）を配布し、記入を求める。
- イ 検疫官（医師）は、機内で、有症者に対し質問票を基に問診及び診察を行う。診察の結果、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡し、検疫所長は、新型インフルエンザ疑い患者の停留措置（搬送、停留）の決定を行う。
- ウ 検疫官は、車椅子等を用いて、新型インフルエンザ疑い患者を機内から直接搬送車に誘導する。
- また、搬送準備等が整うまでの間は、各検疫所の状況に応じて、当該新型インフルエンザ疑い患者を適切な場所に待機させる。

エ 濃厚接触者がいる場合には、機内で、濃厚接触者に対し、検疫官（医師）が、質問票を基に問診及び診察を行う。この結果、新型インフルエンザ疑い患者と診断された場合には、イに準じて措置を行う。

また、診察の結果、新型インフルエンザ疑い患者と診断されなかった場合には、法第 18 条第 2 項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書により、入国後（潜伏期間内）の朝夕の体温測定結果等を報告する旨の指示を行うとともにマスクを配布し、万一に備えた拡散防止のための対応であることを説明した上で、帰宅時におけるマスクの着用について協力を要請する。

オ 検疫官は、新型インフルエンザ疑い患者及び濃厚接触者の誘導後、同乗者に対し、機側にて質問票等の回収及び健康状態の聞き取り確認（必要に応じ検温）を実施し、法第 18 条第 2 項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書により、入国後（潜伏期間内）の朝夕の体温測定結果等を報告する旨の指示を行うとともにマスクを配布し、万一に備えた拡散防止のための対応であることを説明した上で、帰宅時におけるマスクの着用について協力を要請する。

カ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

④ 新型インフルエンザ疑い患者の停留措置

ア 搬送前の基本事項

（ア） 感染症指定医療機関（緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の陰圧病床を有する病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの）には、到着時に適切な感染管理が行われるように、新型インフルエンザ疑い患者の情報、予想到着時間等を必ず事前に連絡する。

（イ） 入国管理局、税関等の関係機関及び自治体（空港の所在する保健所と医療機関の所在する保健所）にあらかじめ連絡する。

（ウ） 搬送経路は、安全で確実に通行できる経路を選ぶ。

イ 停留措置

（ア） 法第 16 条の規定に基づく停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送を行う。

(イ) 搬送にあたって、新型インフルエンザ疑い患者に接触する検疫官等は、防護衣、マスク、手袋等を着用する。また、運転のみを行う者はマスクを着用する（患者移送ガイドラインを参照）。

(ウ) 拡散を防止するため、アイソレーションテント等を使用することで、運転席と後部（ケアコンパートメント）の間を仕切ることが可能となる。

⑤ 健康監視対象者からの報告に対する対応

同乗者等から、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第18条第3項の規定に基づく通知書（別紙5）により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）に速やかに通知すること。

報告を受けた結核感染症課は、必要に応じて、感染症法に基づく対応を関係自治体に要請する。

⑥ 消毒

検疫官は、法第14条の規定に基づき、次の消毒措置を実施する。

ア 新型インフルエンザ疑い患者の手荷物

イ 新型インフルエンザ疑い患者の座席周辺のシート、接触したトイレ、利用した食器等

(2) 検疫前の通報により有症者がいないとの報告があった場合

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から来航する航空機の機長から、法第11条第2項の規定に基づく書類の提出及び呈示を求め、機内に有症者がいないことを書面で確認する。

① 質問票

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員から質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認する（(1) ① **）。

② 体温測定

検疫官は、新型インフルエンザの発生地域からの入国者について、サーモグラ

フィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

なお、発熱者を発見した場合には、必要に応じて、医師の診察等を行い、新型インフルエンザ疑いであるか否かを診断する。

③ 健康管理カード

検疫官は、①を終えた乗客に、マスク及び健康管理カード（別紙2）を配布し、健康上の注意点、発症後の対応等について指導する。

④ 有症者等への対応

①の質問票等から、有症者がいた場合には、直ちに健康相談室等において、医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が新型インフルエンザ疑い患者と診断した場合には、(1)④に従って停留措置を行う。

この場合、濃厚接触者が特定できる場合には、(1)③エと同様の措置を、また、同乗者（乗客・乗員）については、質問票をもとに追跡調査等を行った上で、(1)③オと同様の措置を行う。

また、有症者が、医師により新型インフルエンザ疑い患者と診断されなかった場合には、(2)③と同様、マスク及び健康管理カードを配布し、帰宅後、直ちに医療機関を受診するよう指導する。

(3) その他

有症者がトランジット（乗り継ぎ）客の場合には、検疫官は、事前に関係機関等に連絡し、その対応を協議するとともに、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

有症者が、治療等のため入国を希望する場合には、Ⅲ1(1)③の手続きを開始する。

2 船舶の検疫について

(1) 検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していることが確認された場合

検疫港において、臨船検疫又は着岸検疫を実施する。なお、検疫港以外の港へ入港するための事前の許可を受けている場合であっても、検疫所長は、法第14条第2項の規定に基づき、船舶の長に対して検疫港へ回航するよう指示する。

着岸検疫は、当日の天候等の理由により検疫官の安全確保が難しい場合に実施することとし、事前に港湾管理者、海上保安部署長等と協議し、対応する埠頭、場所等を決定しておく。

① 検疫前の通報内容

新型インフルエンザの発生地域から来航する船舶については、検疫前の通報において、通常の通報内容に加え、以下の内容の通報 (***) を求める。

*** 追加の通報内容

- ア 発熱者の有無（38℃以上の発熱を呈している者。38℃未満であっても、発熱後、解熱剤を服用した場合を含む。）
- イ 呼吸器症状（激しい咳、呼吸困難など）の有無
- ウ 発症前、潜伏期間内に、新型インフルエンザの発生地域に滞在したことの有無。
- エ 発症前、潜伏期間内に、新型インフルエンザの確定患者または疑い患者と接触したこと（患者家族、医療従事者等）の有無。

② 船舶到着前の指示事項

新型インフルエンザの発生地域から潜伏期間内に来航する船舶内で、乗客または乗組員に、有症者がいるとの通報があった場合には、検疫官は、船舶代理店を通じて、当該船舶に対し、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡するとともに、次の事項を指示する。

- ア 有症者は個室で、隔離を実施すること。なお、個室がない場合には、可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。
- イ 有症者と接触する者は限定し、感染防止対策（マスク、手袋、手洗い、うがい等）を実施すること。
- ウ 有症者について朝夕の体温と症状、使用した薬剤の記録及び報告を行うこと。
- エ 有症者の使用するトイレを限定し、適宜消毒を実施すること。消毒には消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム液等適切なものを用いること。
- オ 船舶代理店を通じて本船に質問票（別紙1）をFAXまたは電子メールにより送付し、検疫前に全乗客、全乗組員が質問票に記入すること。

③ 関係機関、水先人等への情報提供等

(1) 検疫官は、業務の都合により検疫を受けていない船舶に乗船する関係機関に対して、新型インフルエンザの発生・流行地域、流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報を随時提供する。

(2) 検疫官は、臨船検疫を行った後に、同船舶に乗船する者に対して、新型インフルエンザの発生・流行地域、流行状況、伝播様式、症状、予防方法等の詳細な情報を随時提供する。

- ・ 水先人に対して、乗船時に、マスクや手袋の着用等を指導する。
- ・ 水先人が検疫官と同時に乗船する場合には、法第5条の規定に基づき、検疫が終了するまで水先人を下船させない。また、水先人には操舵室以外へ立ち入らないよう要請する。さらに、下船時には検疫官が除染を行う。

④ 臨船検疫等の実施

ア 検疫官は、海上保安部署、地方運輸局等に対して、新型インフルエンザ疑い患者が乗船している可能性があるため、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡する。また、有症者の重篤度に応じて必要な機材を準備する。

イ 検疫官は、船舶の長及び衛生管理者等から、有症者、濃厚接触者及び同乗者（乗客、乗組員）の状況説明を受ける。

ウ 検疫官（医師）は、当該船舶の個室において、質問票を基に有症者の問診、診察を行う。診察の結果、有症者が新型インフルエンザ疑い患者であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡する。また、調査票（別紙3）及び健康状態報告指示書（別紙4）を配付し、記入させる。

エ 検疫所長は、新型インフルエンザ疑い患者の停留措置（搬送、停留）の決定を行う。また、検疫官に対して、医療機関への搬送準備を指示する。

オ 濃厚接触者がいる場合には、検疫官（医師）は、適切な場所において、質問票を基に問診及び診察を行う。この結果、新型インフルエンザ疑い患者と診断された場合には、エに準じて措置を行う。

また、診察の結果、新型インフルエンザ疑い患者と診断されなかった場合には、法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行

い、健康状態報告指示書により、入国後(潜伏期間内)の朝夕の体温測定結果等を報告する旨の指示を行うとともにマスクを配布し、万一に備えた拡散防止のための対応であることを説明した上で、帰宅時におけるマスクの着用について協力を要請する。

カ 検疫官は、新型インフルエンザ疑い患者及び濃厚接触者の下船後、同乗者について、船内にて質問票の回収及び健康状態の間き取り確認(必要に応じ検温)を実施し、法第18条第2項の規定に基づき、調査票により氏名、連絡先等の確認を行い、健康状態報告指示書により、入国後(潜伏期間内)の朝夕の体温測定結果等を報告する旨の指示を行うとともにマスクを配布し、万一に備えた拡散防止のための対応であることを説明した上で、帰宅時におけるマスクの着用について協力を要請する。

キ 検疫官は、実施した措置について、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告する。

⑤ 新型インフルエンザ疑い患者の停留措置

ア 搬送前の基本事項

- (ア) 感染症指定医療機関(緊急その他やむをえない理由があるときは、感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって、検疫所長が適当と認めるもの)には、到着時に適切な感染管理が行われるように、新型インフルエンザ疑い患者の情報、予想到着時間等を必ず事前に連絡する。
- (イ) 入国管理局、税関等の関係機関及び自治体(港の所在する保健所と医療機関の所在する保健所)にあらかじめ連絡する。
- (ウ) 搬送経路は、安全で確実に通行できる経路を選ぶ。

イ 停留措置

- (ア) 法第16条の規定に基づく停留措置を行うに当たっては、医師から本人にその旨を伝えた上で搬送を行う。
- (イ) 搬送にあたって、新型インフルエンザ疑い患者に接触する検疫官等は、防護衣(白衣等)、マスク、手袋等を着用する。また、運転のみを行う者はマスクを着用する(患者移送ガイドラインを参照)。
- (ウ) 拡散を防止するため、アイソレーションテント等を使用することで、運転席と後部(ケアコンパートメント)の間を仕切ることが可能となる。

⑥ 健康監視対象者からの報告に対する対応

同乗者等から、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書（別紙 5）により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）に速やかに通知すること。

報告を受けた結核感染症課は、必要に応じて、感染症法に基づく対応を関係自治体に要請する。

⑦ 消毒

検疫官は、法第 14 条の規定に基づき、次の消毒措置を実施する。

ア 新型インフルエンザ疑い患者の手荷物

イ 新型インフルエンザ疑い患者の居室、使用した洗面所、トイレ等

(2) 検疫前の通報により新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航し、かつ有症者が乗船していないとの報告があった場合

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から潜伏期間内に来航する船舶の長から、法第 11 条第 2 項の規定に基づく書類の呈示等を求め、船内に有症者がいないことを書面で確認する。

また、基本的な対応手順は、Ⅲ 2（1）に準じ、臨船検疫又は着岸検疫を実施するとともに、問題がない場合には、乗客等に対してマスク及び健康管理カード（別紙 2）の配布を行う。

① 質問票及び健康管理カード

検疫官は、新型インフルエンザ発生地域から来航する全乗客・乗員に質問票を配付し、船内で記入を求める。また、原則として船内において質問票を回収し、健康状態や入国前の新型インフルエンザへの曝露状況について確認する（2（1）

① ***）とともに、マスク及び健康管理カードを配布し、健康上の注意点、発症後の対応等について指導する。

② 有症者等への対応

①の質問票等から、有症者がいた場合には、直ちに医師による問診、診察等を行なう。この結果、医師が新型インフルエンザ疑い患者と診断した場合には、(1)⑤に従って停留措置を行う。

この場合、濃厚接触者が特定できる場合や、同乗者(乗客・乗員)についても、2(1)④オ及びカと同様の措置を行う。

(3) 新型インフルエンザの発生地域を発航し、潜伏期間を過ぎた後に来航する場合

通常の通報内容に加え、必要な情報(2(1)① ***)を事前に通報させ、乗組員等に異状のある者や事前通報の内容に該当する者がいない場合においては、無線検疫により対応する。

異状のある者等が有症者と考えられる場合には、2(1)と同様の対応を行う。

(4) その他

主に旅客船において、有症者が集団発生している等の情報を得た場合には、船内停留等の緊急性の高い措置の対象となることが想定され、関係機関や自治体等の協力も必要となる。このため、検疫官は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告し、必要な指示を受けること。

IV その他

消毒に用いる薬品は、消毒用アルコール又は次亜塩素酸ナトリウム製剤(濃度1000ppm以上)等とする。アルコールを使用する場合はその濃度を保持するために、使用時以外はアルコール収納容器を常に密封しておく。

消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望ましい。消毒薬を噴霧する場合は、消毒薬で濡れていない箇所がないくらい十分に噴霧を行い、その上で当該箇所を布等で拭く必要がある。なお噴霧により、病原体を拡散させる恐れもあるので注意する。